都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7年 10月 24日

千歳市長 横田



記

- 都市計画の種類
  千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域 位置 千歳市根志越地区の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所 千歳市企画部まちづくり推進課

# 千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更 (千歳市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

T							1
種類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
** ** ** **					度		
第一種低層	約 779ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	_	10m	24.1%
住居専用地域	<b>∜</b> 5 7701						04.10/
(小計)	約 779ha	0/10 N/T	5 /10 DLT	1.0		1.0	24. 1%
第二種低層 住居専用地域	約 26ha	8/10 以下	5/10以下	1.0m	_	10m	0.8%
(小計)	約 26ha						0.8%
第一種中高層	約 144ha	20/10 以下	6/10 以下			_	4.4%
住居専用地域	<b>かり 14411</b> a	20/10 5	0/10 5/1				4.4/0
(小 計)	約 144ha						4.4%
第二種中高層	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	6.9%
住居専用地域	,, ,		-, , - ,				, .
(小 計)	約 223ha						6.9%
第一種	約 285ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_		8.8%
住 居 地 域							
(小 計)	約 285ha						8.8%
第二種	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	1.1%
(小 計)	約 37ha						1.1%
準住居地域	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	1.1%
(小 計)	約 37ha						1.1%
田園住居地域	約 Oha	_	_	_	_	_	0 %
(小 計)	約 Oha						0 %
近隣商業地域	約 16ha	20/10以下	8/10以下	_	_	_	0.5%
	約 56ha	30/10以下	8/10 以下	_	_	_	1.7%
(,1, ⇒1,)	約 0.6ha	40/10以下	8/10以下	_	_	_	0.1%
(小計)	約 72.6ha	40/10 N.F.					2.3%
商業地域	約 26ha	40/10 以下	_	_	_	_	0.8%
(小 計)	約 26ha						0.8%
準工業地域	約 599ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	18.5%
(小 計)	約 599ha						18.5%
工業地域	約 233ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	7.2%
(小 計)	約 233ha						7.2%
工業専用地域	約 388ha	20/10 以下	5/10 以下	_	_	_	12.0%
□ 工术寸用地域 □	約 389ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	12.0%
(小 計)	約 777ha	20/10 20 1	0/10 %				24.0%
	約						
合 計	3, 238. 6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 都市的な土地利用を図る予定の根志越第五地区及び第六地区を、市街化区域に編入することから、同時に用途地域を決定する。

### 都市計画変更の理由書

## 1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更 (千歳市決定)

#### 2. 都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画用途地域については、昭和42年に当初決定された後、現行の都市計画法に基づき、昭和46年8月に新用途地域制度の導入を図り、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

その後、昭和53年、59年、平成3年、10年、14年、20年、25年、令和3年の区域 区分の見直しなどによる変更、地区整備事業の具体化等による部分的変更及び平成8年の新用途地域への全面変更を行い現在に至っている。

### 3. 都市計画変更の目的

令和3年3月決定の第7回区域区分の見直しにおける保留人口を配分し、都市的な土地利用を図る予定の根志越第五地区及び第六地区を市街化区域に編入することから、同時に用途地域を決定する。当該地区は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて、生活利便施設を気軽に利用できる中高層住宅地として良好な住宅地の形成及び保全を図る地区として位置づけしており、将来にわたって調和のとれた良好な市街地の形成が確保されるよう、中高層住宅を基本とした住宅市街地の形成を図る。

## 4. 都市計画変更の内容

根志越第五地区及び第六地区を第一種住居地域及び準工業地域に指定する。

# 千歳恵庭圏都市計画用途地域 新旧対照表

	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の高さの限度	面積				
種類						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第 一 種 低層住居	6/10以下	4/10以下	1. Om	-	10m	約 779	24.1	約 779	24.1	
専用地域 (小 計)						約 779	24.1	約 779	24.1	
第二種 低層住居	8/10以下	5/10以下	1. Om	_	10m	約 26	0.8	約 26	0.8	
専用地域(小計)						約 26	0.8	約 26	0.8	
第一種中 高層住居	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 144	4.4	約 144	4.5	
専用地域(小計)						約 144	4.4	約 144	4.5	
第二種中 高層住居	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 223	6.9	約 223	6.9	
専用地域 (小 計)						約 223	6.9	約 223	6.9	
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 285	8.8	約 280	8.7	5
(小 計)						約 285	8.8	約 280	8.7	
第二種 住居地域 (小計)	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 37 約 37	1. 1 1. 1	約 37 約 37	1. 1 1. 1	
 準 住 居	20/10 以下	6/10 以下	_	_		約 37	1.1	約 37	1. 1	
地域(小計)	20/10/01	0, 10 5, 1				約 37	1. 1	約 37	1.1	
田園住居	_	_	_	_	_	約 0	0	約 0	0	
地 域 (小 計)						約 0	0	約 0	0	
近隣商業 地 域	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	_	_ _	_	約 16 約 56	0.5 1.7	約 16 約 56	0.5 1.7	
(小 計)	40/10以下	8/10 以下	_	_	_	約 0.6 約 72.6	0.1 2.3	約 0.6 約 72.6	0.1 2.3	
商業地域	40/10以下	_	_	_	_	約 26	0.8	約 26	0.8	
(小 計)						約 26	0.8	約 26	0.8	
準工業	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 599	18.5	約 598	18.5	-1
地 域 (小 計)						約 599	18.5	約 598	18.5	1
工業地域	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約 233	7.2	約 233	7.2	
(小 計)						約 233	7.2	約 233	7.2	
工業専用 地 域 (小 計)	20/10以下20/10以下	5/10以下 6/10以下		_ _		約 388 約 389 約 777	12.0 12.0 24.0	約 388 約 389 約 777	12.0 12.0 24.0	
合 計						約 3,238.6	100.0	約 3, 232. 6	100.0	6



